

筑紫野市シティブランディング支援業務委託

公募型プロポーザル審査基準

1. 審査について

(1) 審査方法

契約の相手方となる候補者（以下「事業候補者」という。）の選定は、関係者で構成する「筑紫野市シティブランディング支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を開催し、最も適した事業者を事業候補者として選定する。

評価にあたっては、企画提案書、見積書、提案内容説明等の内容を総合的に審査する。

なお、参加者が1者のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

(2) 一次審査

実施要領に示す参加資格の要件の適格性及び提出書類について審査する。

要件を満たしていない場合は失格とする。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

二次審査は、提案事業者への非公開ヒアリングとしてプレゼンテーション 20 分及び質疑応答 15 分を行い、各委員の合計点数を平均し、点数の高い順番で順位をつけ、順位が最も高く、かつ 60 点以上の点数を得た者を事業候補者として選定する。

なお、最高得点が複数ある場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を事業候補者として選定する。

2. 審査項目・配点

(1) 審査区分

採点基準ごとにランク付けを行い、配点に対する係数を乗じて採点する。

なお、端数がある場合は、小数点以下第3位を切り捨てた値とする。

ランク	審査区分	係数
A	優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	評価無／仕様書の内容を満たさない	0.00

(2) 審査項目・配点

審査項目	審査基準	配点
業務の基本方針	事業目的及びシティブランドコンセプトの内容を理解し、積極的な業務提案がなされているか	10点
提案（効果）	効果的なシティブランディング提案となっているか	15点
提案（独創性）	発信するコンテンツは他にないアイデアで独創性があり、高品質なものが期待できるか	15点
提案（実績）	実務経験や実績に基づいた工夫やアイデアを活かした提案となっているか	15点
提案（継続性）	提案する企画は一過性に終わらず継続性のある提案か	15点
提案（協働性）	市民や事業者との協働によるシティブランディングの推進が期待できるか	15点
実施スケジュール	実施スケジュールは適当か	5点
実施体制	業務内容が的確に遂行されるための人員と組織の体制が整っているか	5点
価格評価	(全参加者の最低価格／当該参加者の提案価格) × 配点	5点
合 計		100点

3. 審査員

次に掲げる6人を審査員とする。

審査員の人数が変更となる場合や審査員がやむを得ず審査に参加できない場合は、4人以上であれば参加可能な審査員のみによる審査を実施する。

また、4人を下回る場合は、4人以上となるまで、下記に記載の順に参加できない審査員が代替の審査員を指名するものとする。

なお、各候補者の審査は全て統一の審査員による審査結果を用い、いずれかの候補者の企画提案に参加できなかった審査員の審査結果は、他の候補者の審査結果においても無効とする。

- (1) 企画政策部長
- (2) 企画政策課長
- (3) 秘書広報課長
- (4) 商工観光課長
- (5) 文化財課長
- (6) 土木課長